

平成25年9月11日

各位

更生会社TFK株式会社
管財人 小畑 英一

訴訟の進捗に関するお知らせ

平成23年10月5日付「旧役員等及び大株主への訴訟の提起について」にてお知らせいたしました下記の訴訟事件のうち、旧役員2名に対して約20億2000万円の支払いを求めて提起した下記1(1)記載の訴訟事件(以下、「役員賠償請求事件」という。)及び大株主9名に対して約129億4000万円の支払いを求めて提起した下記2記載の訴訟事件(平成25年4月9日付け控訴提起により東京高等裁判所に係属。以下、「配当金返還請求事件」という。)について、更生裁判所の許可を得て、次頁記載のとおり、平成25年9月11日に、東京高等裁判所において訟争上の和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 経営責任調査委員会の調査結果に基づく損害賠償請求訴訟等(2件)
 - (1) 平成22年3月期期末の株式配当に関する旧役員責任追及訴訟
 - 訴 額 約20億2000万円
 - 相手方 旧代表取締役2名
 - (2) 元会長(創業者)による盗聴事件等に関連して更生会社に生じた損害の賠償請求訴訟、及び元取締役を支払われた顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求訴訟
 - 訴 額 約2億3000万円
 - 相手方 元会長の相続人7名
- 2 創業家等の大株主に対する配当金返還請求訴訟
 - 訴 額 約129億4000万円
 - 相手方 創業家株主3名及びその関連法人6社

第1 和解の概要

- 1 控訴人の請求を棄却した配当金返還請求事件に係る原判決の判示内容を尊重し、更生債権者に対する弁済原資の確保の観点を踏まえ、以下の和解を行う。
- 2 被控訴人3名が、控訴人に対し、連帯して、解決金として金17億5000万円を平成25年10月10日限り支払う。
- 3 控訴人は、役員賠償請求事件についての訴えを取り下げる。

第2 和解成立に至る経緯

配当金返還請求事件については、第1審の東京地方裁判所で請求棄却の判決が言い渡され、同判決に対する控訴審での審理も終結し、平成25年9月9日が判決言渡り期日として指定されました(その後、和解協議の継続により同期日は取り消されています。)。また、役員賠償請求事件については、第1審の東京地方裁判所において請求事実の主張及び立証を継続して参りました。

今般、配当金返還請求事件が係属している東京高等裁判所において、審理終結後の和解期日が設けられ、同事件及び役員賠償請求事件を併せた和解による解決について協議が行われた結果、第1「和解の概要」に沿った和解案(以下、「本和解案」という。)が提示されるに至りました。

本和解案を受諾するか否かについて慎重に検討を行いましたが、配当金返還請求事件については、第1審の東京地方裁判所において原告の請求が全て棄却されており、控訴審において同判決が維持された場合、上告審においてこれを覆すことは容易ではないこと、役員賠償請求事件については、第1審において争点は整理されつつありますが、訴訟の解決内容及び解決時期について具体的な見通しが立たず、また、判決に至った場合には上訴審での審理も含め相当の長期間を要する見込みであることを考慮すると、一括で金17億5000万円が支払われる内容の本和解案を受諾して、両事件を終局的に解決することの合理性は確保されているものと判断しました。

そこで、調査委員の意見を踏まえ、更生裁判所の許可を得て、平成25年9月11日付で、第1記載の内容にて、訴訟上の和解を成立させるに至りました。

第3 今後の見通し等

第1記載の訴訟上の和解の成立及び同和解に基づく役員賠償請求事件の訴え取下げをもって、平成23年10月5日付「旧役員等及び大株主への訴訟の提起について」にてお知らせいたしました訴訟事件は全て終了いたします。

また、平成25年8月13日付「第2回弁済(訴訟の進捗状況)について」でお伝えしましたとおり、債権者の皆様に対する第2回弁済(最終弁済)は、全ての訴訟が終了し、回収が完了した後に実施する予定です。今回の訴訟上の和解による回収金のみを原資とした弁済を行う予定はございませんので、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上